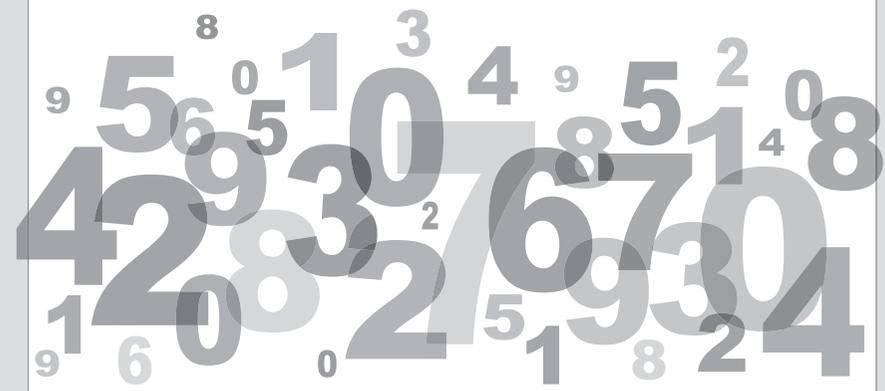


特集 中小企業のマイナンバー対策

これからやれること、やらなければいけないこと

- 再確認！中小企業のマイナンバー対策**
——水町 雅子
- マイナンバー制度の現場から**
——伊地知 克哉
- 社会保険労務士からのアドバイス**
社会保険労務士 本間事務所 本間 邦弘 所長に聞く
——伊地知 克哉
- 税理士からのアドバイス**
税理士法人総合経営サービス 山崎 明 所長に聞く
——伊地知 克哉
- マイナンバー規程作成のポイント**
——水町 雅子/伊地知 克哉

マイナンバー制度が今年から始まり、改正個人情報保護法の施行まで1年を切った。とはいえ、従業員の入退社の少ない中小企業においては、まだマイナンバーを利用する機会は少ないであろう。本特集では、マイナンバー対策に関して、改めて法制度解説、各事業者・局面における対応策、社会保険労務士や税理士による実務解説などのほか、マイナンバー規程を作成するためのポイントを紹介する。



●● 中小企業のマイナンバー対策
——これからやれること、やらなければいけないこと

第1章 **再確認！ 中小企業のマイナンバー対策**

水町 雅子
弁護士 / 元内閣官房社会保険改革担当室参事官補佐

はじめに

昨年2015年10月からのマイナンバーの通知開始、今年2016年1月からマイナンバーの利用開始に際し、昨年は「マイナちゃん」なるうさぎのCMも多数放映された。

「マイナンバーという危険なモノを管理しなくてはならない」、「何かあれば大問題になる」と、あわてて特定個人情報規程といった社内ルールを策定したり、高額な外注化を図ったりする中小企業もあった。

とはいえ、今年に入ってみれば、マイナンバー・ブームは過ぎ去り、マイナンバーといっても結局は何もすることがなく、ただ従業者のものを保管しているにすぎない企業も多い。それとは反対に、まだ対応を何も行っておらず、従業者のものすら収集していない企業もある。

マイナンバーというと、複雑なもの、危険なものというイメージが先行しているが、中小企業が行うべきことは複雑ではない。細かな情報に振り回されるよりも、まず大枠を的確に把握することが必要である。

はたして、マイナンバー制度は何のための制度で、中小企業では何をすべきなのか。これらを正

確に把握することで、過剰な投資を防ぐなど自社の実情に見合った対応を行っていくことができると考えられる。

そのために、本稿では改めてマイナンバー制度について復習し、中小企業に求められる対応のポイントを俯瞰していきたい。

1. マイナンバー制度の目的

(1) 国が発行するお客様番号

マイナンバーは、たとえるならば国が発行するお客様番号である。現代では多くの企業でお客様番号、社員番号などを発行しているが、それと同様の性質のものである。

ある人物を氏名・住所で特定していると、氏名・住所に変更があった際や、同名同名者がいる際などに、それが同一人物かどうかがわからなくなる恐れがある。戸籍抄本や住民票の写しと照らし合わせてそれをいちいち確認していく作業は、非効率的である。

その点、ある人を番号で特定すると、番号は基本的には生涯不変であり、コンピュータにとっても扱いやすいものであるため、対象者管理が正確化・効率化する。

これまでも国では、「基礎年金番号」、「雇用保